

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成31年3月18日

（ 照会者 ） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成31年3月11日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、照会書に記載された借り手が法人である融資型クラウドファンディングの投資家の行為については、貸金業法第2条第1項に規定する金銭の貸付けには該当せず、当該投資家は、同項に規定する貸金業者に該当しないものとする。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

融資型クラウドファンディング（貸付型クラウドファンディング、ソーシャルレンディングとも呼ばれる。）については、資金の出し手（投資者）に係る貸金業登録の判断は、①特定の借り手への貸付けに必要な資金を供給し、②貸付けの実行判断を行っている場合には、貸付行為を行っているものと評価（貸金業登録が必要）するが、上記判断の一要素として、借り手を特定することができる情報が明示されて

いないこと（匿名化）、複数の借り手に対して資金を供給するスキームであること（複数化）がなされているかも考慮するとしてきた。

しかしながら、事業者が、以下の匿名化・複数化以外の方策により、借り手が法人である融資型クラウドファンディングを行う場合には、投資者は、貸付けの実行判断を行っていないものとする。

（１）事業スキーム

商法（明治32年法律第48号）第535条に規定する匿名組合契約によるものであり、資金の出し手（投資者）は、貸付け業務を執行することができず、貸付け行為に関し、権利及び義務を有していないこと。

（２）ファンド事業者（貸付実行者）

- ① 貸付約款等において、ファンド事業者（貸付実行者）自らが、貸付金額、貸付金利、資金用途等の貸付条件を設定のうえ借り手に提示し、借り手と投資者とが貸付けに関する接触をしない旨や当該接触をさせないことを担保するための措置が明記されていること。
- ② ファンド事業者（貸付実行者）は、貸金業法第24条の6の12第2項に規定する社内規則に、借り手と投資者とが貸付けに関する接触をさせないことを担保するための措置を規定していること。

（３）ファンド販売業者

- ① 匿名組約款等において、投資者は、貸付け業務を執行することができず、貸付け行為に関し、権利及び義務を有していないこと、また、投資者と借り手とが貸付けに関する接触をしない旨や当該接触をさせないことを担保するための措置が明記されていること。
- ② ファンド販売業者は、投資者に対し、借り手も投資者との貸付けに関する接触が禁じられていることを説明していること。

なお、上記の方策にかかわらず、投資者と借り手が貸付けに関する接触をした場合には、当該投資者は貸付行為を行っているものと評価され貸金業法違反となるおそれがあることに留意する必要があるものとする。

以上